

## 奈良県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十二年分の収支報告書について、新庄奥野信亮後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十三年十一月奈良県選挙管理委員会告示第七十七号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年五月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

新庄奥野信亮後援会の項を次のように改める。

新庄奥野信亮後援会

報告年月日

23.03.28

1 収入総額	678,830
前年繰越額	548,830
本年収入額	130,000
2 支出総額	130,000
3 本年収入の内訳	
寄附	130,000
政治団体分	130,000
4 支出の内訳	
政治活動費	130,000
組織活動費	130,000
5 寄附の内訳	
(政治団体分)	
大和政経懇談会	130,000